

9-1 酒税関係総括表

区分	課税数量	税額	製成数量	販売(消費)数量
平成10年度	kℓ	千円	kℓ	kℓ
11	849,375	167,824,294	841,213	738,637
12	864,153	167,813,131	850,441	750,973
13	865,805	164,979,689	843,349	744,514
14	877,686	158,778,661	874,946	749,763
15	822,844	144,251,970	807,011	736,865
清酒	760,178	137,510,220	727,308	719,213
合 成 清 酒	98,105	12,321,364	73,393	88,265
しょう ちゅう	甲類 乙類 計	16,818 1,079 17,897	3,919,700 231,956 4,151,655	11,291 1,385 12,675
みりん	X	X	X	6,044
ビール	391,686	86,908,203	404,534	277,739
果実酒類	果実酒 甘味果実酒 計	3,780 162 3,942	196,190 21,358 217,548	2,767 150 2,915
ウイスキーキー類	ウイスキー ブランデー 計	7,327 392 7,719	2,881,901 154,267 3,036,167	1,825 62 1,888
スピリット類	2,406	495,009	817	2,614
リキュール類	7,522	699,814	1,185	41,491
雑酒	発泡酒 粉末酒 その他の雑酒 計	222,235 — 5,394 227,629	29,062,955 — 377,809 29,440,763	219,514 — 5,774 225,288
合計	760,178	137,510,220	727,308	714,461

調査期間等：課税数量及び税額は平成15年4月1日から平成16年3月31までの間に製造場から移出された酒類について、平成16年4月30日までの申告又は処理による課税事績であり、製成数量及び販売(消費)数量は平成15年4月1日から平成16年3月31までの間の数量である。

調査時点：製造場数及び販売場数は平成16年3月31日現在である。

用語の説明：1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。

3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。